



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和5年8月第1回市長定例記者会見

- ・日時 令和5年8月8日(火)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 令和5年渋川山車まつりが5年ぶりに開催されます
～荘厳な19台の山車巡行と伝統をつなぐお囃子の競演～ (資料1)
- 2 「ハラスメント」に係る職員アンケートの調査結果概要をお知らせします
(資料2)
- 3 公共空間等を活用したまちなかのにぎわいづくりのための実証実験を
実施します (資料3)
- 4 小学生向けデジタルクリエイティブ人材育成講座を実施します(資料4)
- 5 大雨による被害を受けた熊本県山都町を支援のための募金を山都町に送ります
(資料5)
- 6 群馬県天然記念物ヒメギフチョウの保全に係る要望書を県に提出します(資料6)

○次回開催予定

日時：令和5年8月21日(月) 午後1時～

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
8月8日(火)	9:00	庁議	市役所本庁舎	政策戦略課
	終了後	第22回政策戦略会議	市役所本庁舎	政策戦略課
	13:00	市長定例記者会見	市役所本庁舎	政策戦略課
	16:00	JA北群渋川・JA赤城たちばなから要望書の提出	市役所本庁舎	農政課
8月9日(水)	9:00	9月補正予算査定	市役所本庁舎	財政課
	13:30	ヒメギフチョウの保全に係る要望書の提出	群馬県庁	文化財保護課
8月10日(木)	13:00	第23回政策戦略会議	市役所本庁舎	政策戦略課
8月11日(金)	9:00	渋川ボーイズ入団式	渋川ボーイズホームグラウンド	スポーツ課
	11:00	渋川山車まつり前夜祭	中央公民館	観光課
	12:00	渋川みどりロータリークラブ創立30周年記念事業	プレヴェール渋川	商工振興課
	17:30	とよあき夏まつり	豊秋公民館	豊秋公民館
	17:30	古巻地区納涼祭	古巻公民館	古巻公民館
8月12日(土)	16:30	渋川山車まつり出発式	国土交通省前交差点	観光課
8月13日(日)	16:00	渋川山車まつり八坂神社祭礼式典	渋川四ツ角交差点	観光課
	18:10	渋川山車まつり解散式	新町五差路	観光課
8月14日(月)				

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
8月14日(月)				
8月15日(火)				
8月16日(水)				
8月17日(木)	9:30	長寿者顕彰	市内	高齢者安心課
	13:30	群馬県道路協会渋川支部役員会及び通常総会	プレヴェール渋川	土木管理課
	18:30	渋川中央ライオンズクラブ納涼例会	ヘルシーバル赤城	商工振興課
8月18日(金)	10:00	監査委員から渋川市決算審査意見書の提出	市役所本庁舎	監査委員事務局
	15:00	第25回政策戦略会議	市役所本庁舎	政策戦略課
8月19日(土)	6:00	夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会	子持ふれあい公園	スポーツ課
	13:00	第26回八木原まつり	JA旧古巻支所	市民協働推進課
8月20日(日)				
8月21日(月)	9:00	庁議	市役所本庁舎	政策戦略課
	13:00	市長定例記者会見	市役所本庁舎	政策戦略課

令和 5 年 渋川山車まつりが 5 年ぶりに開催されます ～荘厳な 19 台の山車巡行と伝統をつなぐお囃子の競演～

江戸時代からの伝統を誇る「渋川山車まつり」が、5 年ぶりに開催されます。
見事な彫刻と色鮮やかな緞帳で飾られた山車が、笛や太鼓の音を響かせながら
練り歩く様子は必見です。

1 概 要

“北関東一のあばれ山車”の異名を取る勇壮な「渋川山車まつり」は、古くから行われていた八幡宮の祭礼と八坂神社の祭礼を明治 7 年に併せて行うことになり、現在の形になったといわれています。

参加各町それぞれに人形を乗せ、見事な彫刻で飾られた 19 台の山車が市街地を練り歩きます。

2 日程・内容

(1) 令和 5 年 8 月 11 日(金)：宵祭り

参加各町による前夜祭を行います。

※交通規制＝なし（山車の巡行はありません）

(2) 令和 5 年 8 月 12 日(土)：渋川八幡宮祭礼巡行

渋川八幡宮祭礼巡行として八幡坂を 9 台の山車が駆け上がります。

時 間 午後 4 時 30 分～ 7 時 30 分

会 場 国土交通省前交差点ほか

(3) 令和 5 年 8 月 13 日(日)：八坂神社祭礼巡行

八坂神社祭礼巡行として八坂神輿渡御が行われ、また 19 台の山車によるまちなか曳き廻しが行われます。

時 間 午後 4 時 30 分～ 6 時 05 分

会 場 四ツ角交差点ほか

(4) 令和 5 年 8 月 13 日(日)：解散式

19 台の山車が新町五差路に集結し、解散式を執り行います。

時 間 午後 6 時 10 分～ 6 時 30 分

会 場 新町五差路

3 駐 車 場 渋川市役所本庁舎、第二庁舎、渋川南小学校、中央公民館

4 主 催 渋川山車まつり実行委員会

5 後 援 渋川市

6 記者会見出席者

渋川山車まつり実行委員会 委員長 中澤 郁雄 氏
副委員長 伊藤 一郎 氏

7 その他

(1) 交通規制

令和5年8月12日(土)、13日(日) 午後2時～10時まで市内で大規模な交通規制があります。

(2) 写真コンテスト

渋川山車まつりの迫力ある写真を募集します。入賞作は次回祭典のチラシやポスター候補となります。

ア 応募規格：カラー四つ切プリントされたもの

イ 提出先：群馬県写真材料商組合渋川支部（アート写真、オバタ写真材料店、加藤カメラ、モトキカメラ）及び県内の群馬県写真材料商組合加盟店

ウ 応募締切：令和5年9月15日(金)

エ 問合せ先：加藤カメラ（電話0279-22-3045）

■問い合わせ先

産業観光部 部長 金井 裕昭（内線4899）

担当：観光課（電話0279-22-2873）

課長 関口 礼二（内線4880）

観光振興係長 藤井 隆（内線4881）

「ハラスメント」に係る職員アンケートの調査結果概要をお知らせします

渋川市は、市議会議員、市職員及び市民等を調査対象とした、ハラスメントに係る職員アンケートの調査を実施しました。その調査結果の概要を公表します。

1 調査実施に至った経緯及び目的

近年職場におけるハラスメントに関する問題が取り上げられる事が多くなり、ハラスメントのない社会の実現に向け、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法（令和2年6月1日施行）が改正され、パワーハラスメント防止対策の法制化、セクシャルハラスメント等の防止対策が強化されました。

渋川市においても、威圧感やプレッシャーを受けている事案が報告されており、過日開催された令和5年6月定例会の一般質問においても市議からハラスメントの実態調査に係る質問がなされ、市では早急に調査を行う旨を答弁しました。

その後、市議会から議員に限定せず、職員が感じているハラスメントを広く調査するよう要請がありました。

これを受け、渋川市は、市議会議員、特別職を含む市職員、市民等からの3つのカテゴリーに分けて「ハラスメント」に係る職員アンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果から実態を把握し、今後のハラスメント防止に関する取り組みに活用し、意識改革などを含め、より働きやすい職場、風通しのよい職場づくりを目指すものです。

2 実施期間 令和5年7月3日(月)～12日(水)

3 実施方法

庁内イントラネットのアンケート機能を利用し、回答者が特定されない方法で調査を実施。

4 対象職員数及び回答者数

- (1) 対象職員数 733人（正職員、再任用職員）
※育児休業者、病気休職者等を除く
- (2) 回答者数 576人
- (3) 回答率 78.6%

5 アンケート調査結果概要

(1) 市議会議員からのハラスメント

市議会議員からハラスメントを受けたことがあると答えた職員は、回答者全体（576人）の9.7%に当たる56人であった。

【ハラスメントを誰から受けたかに対する回答の市議会議員現職・元職別百分比】

- (ア) 現市議会議員から 76.9% (延べ65人中50人)
- (イ) 元市議会議員から 23.1% (延べ65人中15人)

【職位別のハラスメントを受けたことがあると答えた職員の割合】

- (ア) 部長・参事・課長級の職員 10.8% (65人中7人)
- (イ) 課長補佐・統括主幹級の職員 17.0% (100人中17人)
- (ウ) 主幹・主査級の職員 10.8% (185人中20人)
- (エ) 主任・主事級の職員 4.7% (190人中9人)
- (オ) 再任用職員 8.3% (36人中3人)

主幹・主査級の職員及びそれより上位の級の職員は、10%を超え高い傾向にあり、係長以上となる統括主幹級以上の職員では、14.5% (165人中24人) と約7人に1人がハラスメントを受けていると回答している。

市議会議員に対応している職は、係長以上の職の職員が多く、その中でも実務的なやり取りが求められる課長補佐・統括主幹級が最も高い数値となったものと思われる。

全体数値の比較では、職員数の規模が異なることから単純比較はできないものの、本年6月に市議会ハラスメント防止条例を可決した千葉県柏市議会が行ったハラスメント調査において市議会議員からハラスメントを受けたことがあると答えた職員の割合である8.6% (157人/1,827人) を上回っている。

【ハラスメントの内訳】 ○は、主なハラスメント行為の概要

- (ア) パワー・ハラスメント：8.9% (576人中51人)
 - 理不尽な要求
 - 威圧的な発言
 - 意に沿わない対応への恫喝
- (イ) セクシュアル・ハラスメント：0.9% (576人中5人)
 - 酒席での酌の強要
 - 体を密着される・抱きつかれる
- (ウ) ジェンダー・ハラスメント：0.3% (576人中2人)
 - 性別による仕事での差別
- (エ) モラル・ハラスメント：1.7% (576人中10人)
 - 執務スペースへの無断立ち入り
- (オ) 出産・育児・介護に係るハラスメント：0.2% (576人中1人)
 - 結婚・出産に関する無神経な発言

(2) 市職員からのハラスメント

特別職を含む市職員からハラスメントを受けたことがあると答えた職員は、回答者全体 (576人) の28.6%に当たる165人であった。

【ハラスメントを誰から受けたかに対する回答の職位別百分比】

- (ア) 特別職から 15.5% (延べ232人中36人)
- (イ) 部長級から 15.9% (延べ232人中37人)
- (ウ) 参事・課長級から 23.3% (延べ232人中54人)
- (エ) 課長補佐・統括主幹級から 21.6% (延べ232人中50人)
- (オ) 主幹級以下職員から 19.0% (延べ232人中44人)
- (カ) 再任用職員から 4.7% (延べ232人中11人)

【職位別のハラスメントを受けたことがあると答えた職員の割合】

(ア) 部長・参事・課長級の職員	29.2% (65人中19人)
(イ) 課長補佐・統括主幹級の職員	37.0% (100人中37人)
(ウ) 主幹・主査級の職員	29.2% (185人中54人)
(エ) 主任・主事級の職員	23.7% (190人中45人)
(オ) 再任用職員	27.8% (36人中10人)

市議会議員の調査結果と同様に主幹・主査級の職員及びそれより上位の級の職員の率が高い傾向となっているが、突出して低い値を示している職位の級はない。

特に係長クラスである課長補佐・統括主幹級の職員が高く、3人に1人以上の職員がハラスメントを受けていると回答している。上位職から指示される検討事案や緊急事案等を直接、具体的に係員に指示する「板挟み」的な立場として、当該指示に対してハラスメントを感じている職員が多いのではないかとと思われる。

【参考比較】

令和2年度厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」

(調査対象：全国20～64歳の男女労働者8,000人)

- ・過去3年間にパワハラを受けたと回答した者の割合：31.4%
- ・過去3年間にセクハラを受けたと回答した者の割合：10.2%

平成28年度自治労「第2回パワー・ハラスメント実態調査」

(調査対象：全国の地方公務員約2万人)

- ・過去3年間にパワハラを受けたと回答した者割合：20.7%
- ・過去3年間より前を含めパワハラを受けたと回答した者の割合：31.6%

本市における特別職を含む市職員からのハラスメントでは、パワハラを受けたことがあると回答した職員が25.3%、セクハラを受けたことがあると回答した職員が2.6%であり、過去3年間のハラスメントに限定している「職場のハラスメントに関する実態調査」に比べても低い値であり、同じ公務員を対象としている「第2回パワー・ハラスメント実態調査」に比べても低い値となっている。

【ハラスメントの内訳】 ○は、主なハラスメント行為の概要

- (ア) パワー・ハラスメント：25.3% (576人中146人)
 - 過度・理不尽な命令・指示
 - 乱暴な言動・対応
- (イ) セクシュアル・ハラスメント：2.6% (576人中15人)
 - 体を触られる
 - プライベートな話をされる
- (ウ) ジェンダー・ハラスメント：1.6% (576人中9人)
 - 性別による仕事での差別
- (エ) モラル・ハラスメント：8.2% (576人中47人)
 - 陰口・悪口を言う
 - 無視される
- (オ) 出産・育児・介護に係るハラスメント：1.7% (576人中10人)
 - 結婚・出産に関する無神経な発言

(3) 市民等からのハラスメント

業務に関係する団体の役員等を含む市民からハラスメントを受けたことがあると答えた職員は、回答者全体（576人）の43.2%に当たる249人で、市議会議員からハラスメントを受けたことがあると回答した職員（9.7%、56人）、特別職を含む市職員からハラスメントを受けたことがあると回答した職員（28.6%、165人）の数と比較し、最も多いという結果になった。

【職位別のハラスメントを受けたことがあると答えた職員の割合】

(ア) 部長・参事・課長級の職員	38.5% (65人中25人)
(イ) 課長補佐・統括主幹級の職員	55.0% (100人中55人)
(ウ) 主幹・主査級の職員	43.2% (185人中80人)
(エ) 主任・主事級の職員	40.5% (190人中77人)
(オ) 再任用職員	33.3% (36人中12人)

実際に窓口や電話での対応を担う主任・主事級から課長補佐・統括主幹級の職員の率が高い。特に課長補佐・統括主幹級の職員については、半数以上の職員がハラスメントを受けたことがあると回答している結果となった。

課長補佐・統括主幹級の職員は、問題を抱える案件についての対応窓口職員となっていたり、日常の窓口・電話対応時におけるトラブルの対応における第一次の責任者の立場であることから、日常的に窓口・電話対応を主力として担う主任・主事級、主幹・主査級の職員より高い率になったのではないと思われる。

【参考比較】

令和2年度厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」

（調査対象：全国20～64歳の男女労働者8,000人）

- ・過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為を受けたと回答した者の割合：
15.0%

令和2年度自治労「職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査」

（調査対象：全国の地方公務員 約2万人）

- ・過去3年間に迷惑行為、悪質クレームを受けたと回答した者の割合：46.0%

令和3年度国家公務員労組連「カスタマーハラスメント実態調査」

- ・過去にカスタマーハラスメントを受けた回答した者の割合：60.3%
（※報道記事より）

公務員を対象としていない「職場のハラスメントに関する実態調査」と比較すると本市の43.2%という数値は、同実態調査が過去3年間に限定した調査であることを差し引いたとしても大幅に高い数値といえるが、地方公務員を対象とした「職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査」（過去3年間限定）や国家公務員を対象とした「カスタマーハラスメント実態調査」と比較すると低い数値となっている。

【ハラスメントの内訳】 ○は、主なハラスメント行為の概要

- (ア) カスタマー・ハラスメント：39.8%（576人中229人）
 - 窓口や電話対応時の高圧的な言動
 - 聞くに堪えない暴言
 - 市長や議員の介入をほのめかしての無理な要求
- (イ) セクシュアル・ハラスメント：2.4%（576人中14人）
 - 性的な発言
 - 容姿や体型等を揶揄・侮辱する発言
- (ウ) ジェンダー・ハラスメント：0.9%（576人中5人）
 - 性別や年齢による差別的発言・女性蔑視発言
- (エ) モラル・ハラスメント：6.6%（576人中38人）
 - プライベートなど個人的な内容に踏み込んだ発言
- (オ) 出産・育児・介護に係るハラスメント：0.5%（576人中3人）

6 ハラスメント防止のため望むこと

- (1) 市議会議員からハラスメント防止のため望むこと
 - (ア) 議員の意識改革、意識啓発、教育の実施（329件、36.4%）
 - (イ) 十分な調査、処分規定などのルール化（204件、22.6%）
 - (ウ) ハラスメントに対処する体制づくり（177件、19.6%）
 - (エ) 相談しやすい窓口の設置（126件、13.9%）
- (2) 職員間のハラスメント防止のため望むこと
 - (ア) 風通しのよい職場づくり（264件、30.7%）
 - (イ) 管理職研修の実施（183件、21.3%）
 - (ウ) より相談しやすい窓口の設置（167件、19.4%）
 - (エ) 職員研修の実施（119件、13.9%）
- (3) 市民等からのハラスメント防止のため望むこと
 - (ア) 対応策などの情報共有（286件、32.5%）
 - (イ) ハラスメントに対処する体制づくり（278件、31.6%）
 - (ウ) より相談しやすい窓口の設置（129件、14.7%）
 - (エ) 研修の実施（87件、9.9%）

7 アンケート調査結果への対応等

市職員に対しては、「渋川市職場におけるハラスメント防止等に関する要綱」が、整備されていることから内容を確認、点検し再周知を行います。

一方で行政サービスの相手方である市民に対しては、「渋川市不当要求行為等対策要綱」が整備されていますが、認知度が低いと思われることから、再周知を行います。また、当該要綱の対象が「不当要求行為を行った者」への対応に留まっており、「不当要求行為を受けた者」へのハラスメント対策についての対応が未整備となっているので、今後、検討を行います。

議会には、調査結果を共有するために報告を行いました。

■問い合わせ先

総務部 部長 星野 幸也（内線2100）

担当：人事課（電話0279-22-2362）

課長 生方 清三郎（内線2111）

人事研修係長 星野 幸子（内線2115）

公共空間等を活用したまちなかのにぎわいづくりのための 実証実験を実施します

渋川駅周辺地域の公園、庁舎、道路、空き地などの多様な公共空間等において、官民連携での新たな利活用により市民や来街者が日常的に集い、憩える空間を創出するため、公共空間等に対するニーズや課題の把握を目的とした実証実験を行います。

1 概要

渋川市は、渋川駅周辺地域においてまちの課題に取り組むことによって、渋川市都市計画マスタープランに定める都市拠点かつ渋川市立地適正化計画に定める中心拠点の再生を図るため、令和3年11月に渋川駅周辺地域再生構想を策定しました。構想では、「まちのまとまりづくり」と「まちなかのにぎわいづくり」を課題解決の視点としています。

従来、まちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、近年、市民・企業・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取り組みが活発になってきています。平成23年4月に都市再生特別措置法が改正され、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等ができたことにより、民間の団体等にとってはまちづくりの取り組みを主体的に展開しやすくなりました。

民間主体によるまちづくりの取り組みを促進するため、公共空間ごとの特色を活かした新たな利活用について、まずは市で検証を行い、公共空間に対するニーズや課題を把握し、民間主体での実施の可能性について検討します。

2 実施内容

公共空間ごとの特色を踏まえて、キッチンカー、露店などの物販、イベントの開催などを複数日で検証します。

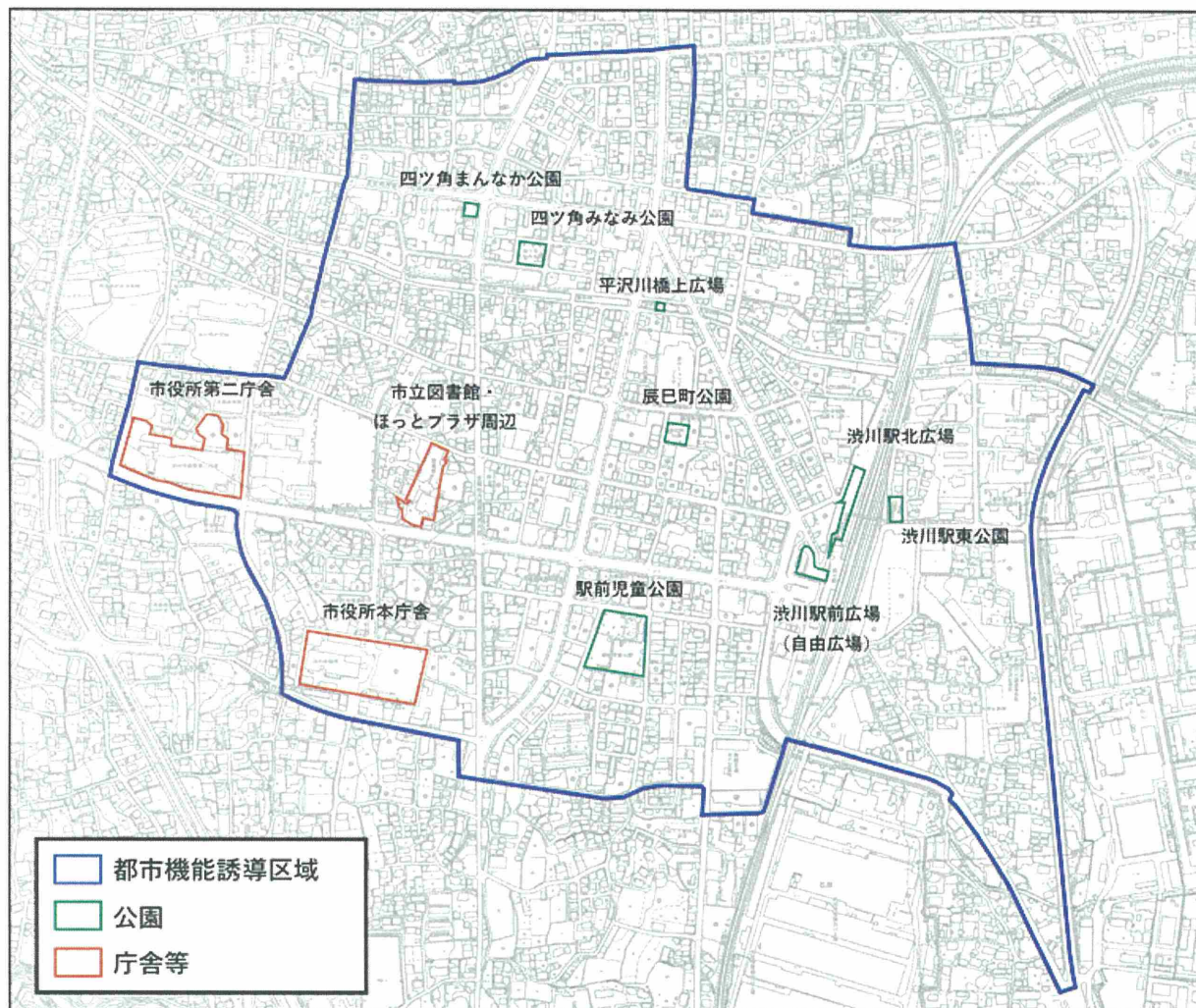
3 実施協力者

実証実験で実施するイベント等の主催は、公共空間だけでなくその周辺の空き地なども検討範囲に含めていることや、シキシマクラフトマーケット等において企画運営のノウハウがあることなどから、地域おこし協力隊の星野隼人隊員（空き家利活用推進分野）に協力してもらいます。星野隊員には、企画運営のほか、主催者目線で事業のニーズや課題についての検証を依頼します。

また、実証実験を通じて、出店者が市内での店舗出店に興味を持った際は、市内空き店舗などへの立地相談にも対応してもらいます。

4 実施区域

実証実験は、渋川駅周辺地域再生構想の対象区域である渋川市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域で実施します。



5 実施時期

年間複数回の検証を目標に、実施協力者である星野隊員と企画内容がまとまり次第、実施していきます。

■問い合わせ先

建設交通部 部長 柴崎 憲一 (内線4700)

担当：都市政策課 (電話0279-22-2073)

課長 松田 忠義 (内線4790)

計画係長 町田 淳子 (内線4784)

小学生向けデジタルクリエイティブ人材育成講座を実施します

渋川市は、市民の誰もが社会のデジタル化に取り残されることがないように、D X（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。その一環として、子どもたちにデジタル技術などに興味を持ってもらうため、8月8日(火)と9日(水)に、2 D C Gやゲームプログラミングなどの体験講座を実施します。

1 概 要

渋川市は、市民の誰もが社会のデジタル化に取り残されることがないように、D Xを推進しています。

デジタル社会化の進展に伴い、子どもたち自らが考え創作する活動を通し、新たな価値を生みながら活躍できる人材を育成することが求められています。

そこで、子どもたちにデジタル技術などに興味を持ってもらうため、2 D C Gやゲームプログラミングなどの体験講座を実施します。

なお、令和4年度も同様の事業を市内公民館で実施しましたが、今回は、内容を拡充して実施します。

2 講座日程・参加人数

(1) 令和5年8月8日(火) 午後1時～3時(120分)：13人参加(定員15人)

(2) 令和5年8月9日(水) 午後1時～3時(120分)：13人参加(定員15人)

※参加申込は、令和5年6月30日～7月21日までオンライン申請にて受付

3 会 場

tsukurun(前橋市表町2丁目30-8 アクエル前橋2階)

※tsukurunは、群馬県が運営しており、小中高生という若い段階から、最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことのできる全国初の施設です。

4 内 容

(1) 2 D C G

液晶タブレットとペン型マウスでイラストを作画

(2) ゲームプログラミング

プログラミング言語「スクラッチ」でゲームを制作

(3) 仮想現実(VR)と合成技術(VFX)

VRゴーグルなど専用の機材を使って体験

5 対 象 渋川市内在住の小学3年生～小学6年生

6 その他

- (1) 講座は、渋川市が会場を貸し切って実施します
- (2) 会場までの交通手段がない参加者のために送迎バスを用意します
- (3) 送迎バスの状況や講座の様子を希望者に市公式LINEで配信します
- (4) 講座修了後、アンケートを行い、今後の事業実施の参考とします

参考

令和4年度の開催状況

- (1) 開催日時 令和4年9月10日(土)
 - ・第一部 午前9時30分～11時(90分)
 - ・第二部 午前10時～11時30分(90分)
- (2) 会場 中央公民館
- (3) 実施内容 2DCG、仮想現実(VR)、ゲームプログラミング体験
- (4) 参加者数 23人(第一部11人、第二部12人)

■問い合わせ先

情報防災部 部長 萩原 義人(内線2105)
担当: DX・行政管理課(電話0279-25-8414)
課長 小林 悟(内線2450)
DX・改革推進係長 後藤 晃秀(内線2443)

大雨による被害を受けた熊本県山都町を支援するための募金を山都町に送ります

渋川市と「へそのまち」でつながりのある熊本県山都町において、令和5年7月2日から3日にかけての大雨により、農作物や住宅への被害が発生しました。これを受けて、同町への支援を行うため、募金箱を設置し、寄付を募ったところ、20万7,794円が集まりました。集まった寄付金は、山都町に送金します。

1 概要

渋川市は、全国へそのまち協議会に加盟する「九州のへそ」熊本県山都町と平成9年から物産展の開催や広報の交換等の交流を続けてきました。

山都町は、令和5年7月2日から3日にかけての大雨により、7月の観測史上最大となる1時間に82ミリの猛烈な雨に見舞われました。山都町全域の6,498世帯に避難指示（警戒レベル4）が発令され、川の増水による国道の橋の崩落、川の氾濫による浸水、農作物への被害や住宅への土砂の流入等の被害が発生しています。

これを受けて渋川市は、山都町への支援を行うため、市役所本庁舎1階総合案内、渋川へそ祭り企画展を実施した市民ホール及び渋川へそ祭り全国へそのまち観光物産展で募金箱を設置し、寄付を募りました。また、募金の趣旨に賛同した「子持産業振興株式会社」が、道の駅こもちに募金箱を設置しました。

2 募金箱設置場所及び期間

次のとおり募金箱を設置し、寄付を募りました。

集まった寄付金は、山都町に送金し、災害復旧等に役立ててもらいます。

	設置場所	設置期間
1	渋川市役所本庁舎1階 総合案内	令和5年7月10日(月)～31日(月)
2	渋川市役所本庁舎1階 市民ホール (渋川へそ祭り企画展会場)	令和5年7月24日(月)～31日(月)
3	第40回渋川へそ祭り全国へそのまち 観光物産展	令和5年7月29日(土)

- 3 募金額** 20万7,794円
 内訳：募金箱：2万5,804円
 渋川市部課長会：15万円
 道の駅こもち：3万1,990円

参考

1 山都町について

人口：1万3,467人（令和4年3月末）／面積：544.67平方キロメートル

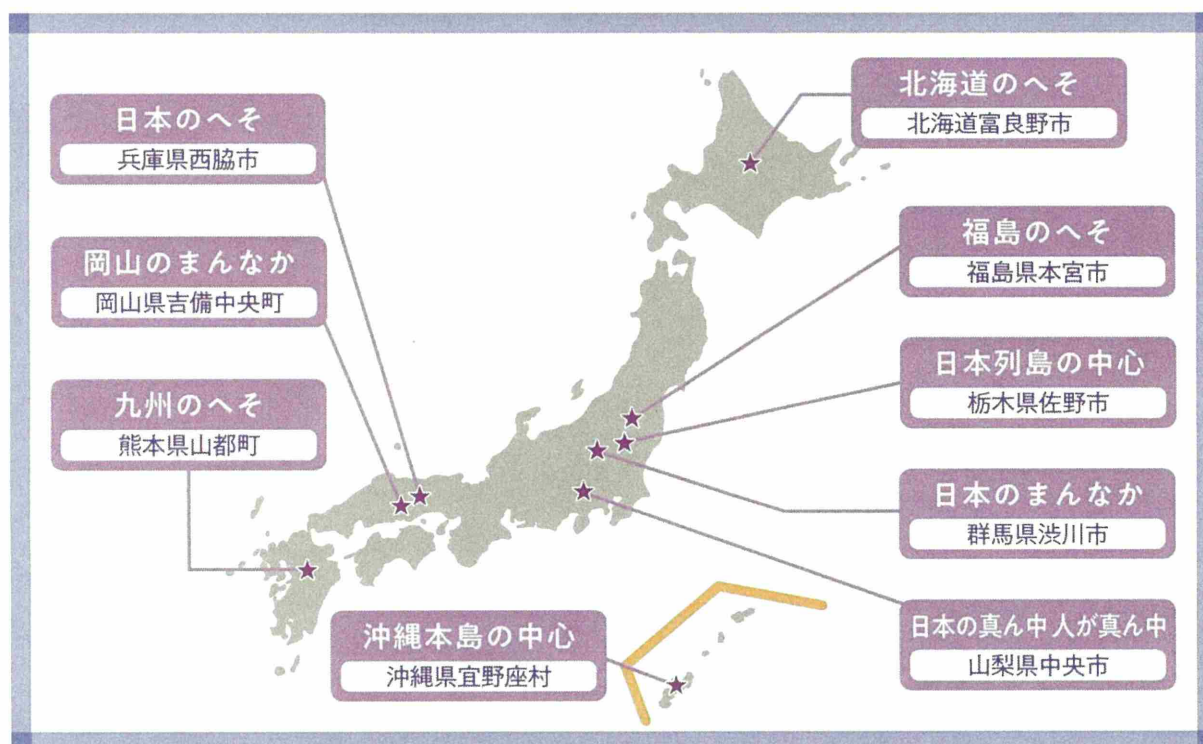
山都町は、熊本県の東部、九州のほぼ中央に位置し、北は阿蘇南外輪山、南は九州脊梁山地までを圏域とする自然豊かな地域です。江戸時代から受け継がれている農村芸能である「清和文楽」、968年に創建された仁瀬本神社の「仁瀬本夜渡神楽」など先人が残した多くの歴史や遺産、農村文化が今も引き継がれています。

令和5年6月、山都町に所在する「通潤橋」が、日本最大級の石造り水路橋で、橋として全国初の国宝指定答申を受けました。

2 全国へそのまち協議会について

「へそ」、「中心」、「重心」など、へそのまちを表明する市町村間で、親善と交流を通じて互いに連携し、活力と魅力ある地域づくりを進めようと、平成9年8月に渋川市、北海道富良野市、兵庫県西脇市、熊本県蘇陽町（現山都町）の4市町が発起人となり、全国の市町村に協議会への参加を呼びかけ、平成9年11月7日に全国へそのまち協議会が設立されました。

現在、北は北海道富良野市から、南は沖縄県宜野座村まで全国9市町村が加盟し、総会行事や観光物産展などを開催するほか、加盟市町村が全国に点在しているという地理的特性を生かして、災害時の応援体制を定めた災害時相互応援の覚書を締結しています。令和元年には、台風19号によって被害を受けた福島県本宮市へ500mlの水5,400本、栃木県佐野市へ土のう袋等の支援物資の提供を行いました。



■問い合わせ先

総合戦略部 部長 伊勢 久美子（内線2410）
担当：政策戦略課（電話0279-25-8554）
課長 鴻田 吉史（内線2420）
政策創造係長 坂本 和馬（内線2422）

群馬県指定天然記念物ヒメギフチョウの保全に係る要望書を県に提出します

渋川市は、群馬県の指導の下、ヒメギフチョウの保護活動を関係団体とともに実施しています。本年度は、チョウの産卵数が激減し、来春のチョウの羽化・産卵が危ぶまれる事態となりました。この事態を打開するため、ヒメギフチョウの保全に群馬県が直接取り組んでもらうことの要望書を、群馬県知事及び群馬県教育委員会教育長に提出します。

1 要望書の概要

渋川市は、群馬県の指導の下、地元団体・地元小学校・愛好家団体等と連携しながら、生息地の環境整備を中心として保護活動を行ってきました。しかし、異常気象の連続等により生息数は安定せず、近年は、シカによる生息地の食害の影響もあり、成虫の吸蜜植物や幼虫の食草の確保においても苦慮しております。

特に、本年は産卵数が激減し、現地で確認できた卵の数は93卵でした。来年のチョウの発生が危ぶまれる事態となったことから、県の許可を得て全卵を一時保護し、県立ぐんま昆虫の森の協力を得て蛹まで飼育したところです。

渋川市は、昆虫を飼育するための専門的な人材や設備を持っていないため、今後のヒメギフチョウの保全のためにはそうした面の充実が必要であると考え、群馬県においてヒメギフチョウの保全に取り組んでもらうことを要望する書類を群馬県等に提出します。

2 要望書の提出日 令和5年8月9日(水)

3 要望書の提出先 群馬県知事及び群馬県教育委員会教育長

4 要望書の内容 別紙のとおり

■問い合わせ先

教育部 部長 佐藤 多恵子（内線4930）

担当：文化財保護課（電話0279-52-2102）

課長 太田 国男（内線8245）

文化財保護活用係長 横田 美由紀

群馬県指定天然記念物ヒメギフチョウの保全に係る要望書

日頃から渋川市政の推進につきましては、格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

渋川市赤城町北赤城山地内に生息するヒメギフチョウは、関東地方ではここが唯一の生息地であり、昭和61年3月7日に県の天然記念物に指定された貴重な存在です。限られた狭い場所に生息することから、市・地元小学校・住民・愛好家団体等により、県の指導のもとパトロールや環境整備、環境教育等の保護活動に取り組んできました。

しかしながら異常気象の連続により毎年の産卵数は安定せず、近年は幼虫の食草を含めた植生がシカの食害を受けており、本年5月に確認されたヒメギフチョウの産卵数は93卵という絶滅の危機に瀕している状況を示すものです。

これを受けて、市では県の許可の下で全卵を一時的に保護し、県立ぐんま昆虫の森の協力を得て幼虫の飼育を実施し、現状で蛹49頭を確保しております。

自然状態での卵から成虫への羽化率は数%と言われており、来年のヒメギフチョウの発生・交尾・産卵が危ぶまれる現状を打開する必要がありますが、群馬県の支援を受けながら渋川市がこれまで行ってきた取り組みは専門的な人材や設備が皆無な中での生息地の環境整備や食草の増殖を試みるにとどまり、チョウそのものを増やすための全般的な飼育はきわめて困難な状況です。

その一方で、群馬県におかれましては、県立ぐんま昆虫の森をはじめ、県立自然史博物館等、昆虫を取り扱うことのできる設備や人材を擁しており、より適切な対策が取れるものと期待するところであります。

ヒメギフチョウは群馬県が指定する天然記念物であり、渋川市民のみな

らず群馬県民にとっても宝と言いうるものです。チョウの生存状況は環境指標として有用であると言われ、群馬の自然の豊かさを示す上でも、赤城山から姿を消すことは避けなくてはなりません。渋川市は今後も環境整備や地元小学校での環境教育をはじめとする保護活動に引き続き取り組んでいく所存でございますが、これまでとは比較にならない事態を迎え、絶滅の危機を打開するために、ぜひとも群馬県による直接的な取り組みをお願いするものであります。

つきましては、群馬県において、既存の体制に加えて必要な人員・設備・予算を確保し、群馬県の直営によりヒメギフチョウの保全に取り組んでいただきますよう、心より要望申し上げます。

<要望事項>

- 1 ヒメギフチョウの保全のため、群馬県の直営による各種の取り組みを新たに実施すること。これまでの所管にとらわれず、部署の枠を超えた体制を整備すること。
- 2 ヒメギフチョウの人工飼育等、専門的な知見・技術を伴う作業が必要である場合には、昆虫に関する専門的な人材や設備を有する群馬県が実施すること。そのために必要な人員・設備・予算を確保すること。
- 3 生息地の環境整備等への渋川市の取り組みに対し、県指定文化財保護のために必要な行為として、財政支援を検討すること。

令和5年8月9日

渋川市長 高 木 勉